



モ  
ニ  
ツ  
ル

2025  
No.98

水土里ネット最上川



地域で守ろう豊かな自然  
水土里ネット

本区概要  
(令和7年4月現在)  
受益面積 6,468 ha  
組合員数 1,642 人

## 新しくなった大和排水機場

### 〈 目 次 〉

理事長あいさつ	2
令和7年 通常総代会	3
令和7年度 主な事業一覧、賦課金納入について	4
令和7年度 予算	5
水・土・里ネット掲示板（改良区からのお知らせ）	6～8

管内の用水状況は  
↓ こちらから ↓



# 理事長あいさつ



理事長

田澤伸一

厳暑の候、組合員各位に  
おかげましては益々ご健勝  
の事とお慶び申し上げます。  
また、日頃より本区の業務  
運営並びに事業の推進につ  
きまして多大なるご理解と  
ご協力を賜り、心より感謝  
申し上げます。

昨年は、全国的に記録的  
な猛暑日数となりましたが、  
一定の降雨量があつたため  
一等米比率は平年並みとな  
りました。また、山形県で  
は昨年七月二十五日、かつ  
て経験したことのない豪雨  
により、庄内・最上地域が  
甚大な被害を受けました。

本区でも出穂期の花水が必  
要とされる大切な時期に、  
北楯大堰の法面が崩落し水  
路が閉塞されました。幸い  
関係機関の迅速な対応で、  
七月三十日までに仮復旧し

ましたが、通常の八割五分  
程度の水量しか流せず、組  
合員各位には番水等でご協  
力いただきました。心から  
感謝申し上げます。

さて、現在の水利権はあ  
くまで試験的なものであり、  
正式な水利権が決定され  
ることになります。組合員の  
皆様には前後五日間延びた  
水利権を、例えは直播など  
で有効に活用して頂ければ  
と考えています。

次に、本区で取り組んで  
いる主な事業について申し  
上げます。「国営かんがい  
排水事業」（最上川下流左  
岸地区）では、近年、温暖  
化による異常気象の頻発に  
よって降雨量が増加してい  
ることによる排水量の増加

や、施設老朽化等の課題解  
決のため、排水系統を再編、  
施設の更新・新設を行つて  
います。「毒蛇排水機場」  
と「中央排水機場」は令和  
五年度から運転開始、「大  
和排水機場」は今年度から  
運転が可能となっています。  
また、下流域に湛水被害を  
もたらす原因の一つとなつ  
ていた山地排水を最上川へ  
排水する「北楯大堰清川樋  
管放水路」は、昨年三月に  
完成しており、残りの放水  
路についても、順次進めて  
参ります。

現在、その他の排水機場建  
設を実施しており、「西野  
排水機場」は令和八年度中、  
「生田排水機場」及び「二  
段割排水機場」は令和十年  
度中の運転開始に向け工事  
を進めております。

次に、本区で取り組んで  
いる主な事業について申し  
上げます。「国営かんがい  
排水事業」（最上川下流左  
岸地区）は、国営事業  
と一体的に整備し、関連地  
区の排水能力を向上させる  
ために、令和九年度の事業採  
択に向け進めております。「県営農地  
整備事業」の「常万地区」は、  
今年度も引き続き地下かん  
がい工を実施、「西興野地  
区」は昨年度同様、区画整  
理を実施、昨年度、事業採  
択された「狩川東部地区」

は実施設計を進める予定で  
あります。

農林水産省は、従来の作  
業の「最上川下流左岸（最  
上川）地区」についても、  
新設の、堀野排水機場と新  
堀排水機場の実施設計業務  
が今年度より開始、令和十  
四年度に完成予定です。

「県営農村地域防災減災  
事業」京田川（長沼）地区  
では、令和八年度完成予定  
で、長沼排水機場の新設及  
び関係排水路の整備を実施  
しております。

この他、今年度本区で実  
施する事業について申し上  
げます。「県営水利施設等  
保全高度化事業（農地集積  
促進型）」では、「町堰地区」、  
「長沼堰地区」の二地区で  
引き続き改修工事を実施し  
ます。「堀野地区」は引き

続き調査計画を行い、令和  
九年度の事業採択に向け進  
めております。「県営農地  
整備事業」の「常万地区」は、  
今年度も引き続き地下かん  
がい工を実施、「西興野地  
区」は昨年度同様、区画整  
理を実施、昨年度、事業採  
択された「狩川東部地区」

は実施設計を進める予定で  
あります。

農林水産省は、従来の作  
業の「最上川下流左岸（最  
上川）地区」についても、  
新設の、堀野排水機場と新  
堀排水機場の実施設計業務  
が今年度より開始、令和十  
四年度に完成予定です。

対策としては、三月から  
備蓄米放出とともに、生産  
者米価の倍以上にもなる消  
費者米価の複雑な流通経路  
の検証も行つて行くとして  
います。コメ問題が茶の間  
でも取り上げられ、コメ生  
産の大切さが理解されてき  
たことは一歩前進ですが、  
意欲を持ち、新規参入した  
いと思う人が増えるような  
生産者米価をどのように継  
続的に確保するかは今後の  
課題です。

むすびに、本区では、日頃  
から、役職員一丸となり、  
「あらゆる支出の再検討」  
を通し「農家組合員の負担  
の軽減」を図  
つて行くことをお誓いし、  
ご挨拶といたします。



# 令和7年 通常総代会開催

去る令和7年3月24日、令和7年通常総代会が本区和室棟大会議室において開催されました。

総代現数54名のうち50名が出席し、議長に常万地区選出の佐藤正一総代が指名され、田澤理事長の挨拶後、下記議案が慎重審議され全議案とも原案通り承認、可決されました。

## 【令和6年度】

### 報告事項

報告第1号 監査報告について

### 議決事項

総議第14号 令和6年度最上川土地改良区費収入支出第2回補正予算について

## 【令和7年度】

### 承認事項

総議第1号 最上川土地改良区報酬額、費用弁償額及び支給規定の一部改正について

総議第2号 最上川土地改良区金庫設置規程の一部改正について

総議第3号 最上川土地改良区職員給与額及び支給規程の一部改正について

### 議決事項

総議第1号 農村地域防災減災事業(用排水施設等整備事業)最上川下流左岸(最上川)地区の実施について

総議第2号 土地改良施設維持管理適正化事業(鷺畠第一揚水機場)資金の拠出について

総議第3号 令和7年度県営常万地区ほ場整備事業費地元分担金長期借入金について

総議第4号 令和7年度県営西興野地区ほ場整備事業費地元分担金長期借入金について

総議第5号 令和7年度県営狩川東部地区ほ場整備事業費地元分担金長期借入金について

総議第6号 令和7年度賦課金徴収方法について

総議第7号 令和7年度地区除外決済金の基準について

総議第8号 令和7年度最上川土地改良区費収入支出予算について



議長の佐藤正一総代



採決の様子

# 令和7年度 地区除外決済金の基準について

10a 当り

	①全地区 共通決済金	②各地区維持 管理費将来 負担決済金	③各県営事業地区毎 決済金(償還残金、 残事業費等)	合 計	付 記
(ア) (イ)～(キ)以外の土地				78,239円	
(イ) 十六合		54,068円		132,307円	
(ウ) 家根合				127,020円	圃場整備実施地区内 償還済の土地
(工) 家根合		48,781円	6,658円	133,678円	圃場整備実施地区内 未償還の土地
(オ) 常万			129,418円	207,657円	圃場整備実施地区
(カ) 西興野			244,016円	322,255円	圃場整備実施地区
(キ) 狩川東部	78,239円		259,166円	337,405円	圃場整備実施地区

# 令和7年度 主な事業一覧

事業名	地区	総事業費 (百万円)	予定期	対象施設及び予定工事箇所
国営かんがい排水事業	最上川下流 左岸地区	16,100	H29～R11	排水機場（改修5箇所、新設1箇所）排水路等（5.6km）、水管管理施設（一式）
県営水利施設等 保全高度化事業 (農地集積促進型)	町堰地区	550	R元～R8	町堰（1,719m）、同組堰（661m）、 西野第二揚水機（電気設備）、宮曾根揚水機（電気設備）
	長沼堰地区	551	R元～R8	長沼堰（5,489.3m）、十文字堰（1,102.1m） 長沼第五揚水機（改修）
県営農村地域 防災減災事業 (用排水施設等整備事業)	京田川地区 (長沼地区)	942	H26～R8	勝楽塚排水路、長沼排水路（排水機）
	最上川下流左岸 (京田川)地区	1,260	R4～R11	排水機場（新設3箇所）
	最上川下流左岸 (最上川)地区	1,840	R7～R14	排水機場（新設2箇所）
県営農地整備事業	常万地区	2,860	H28～R8	対象面積：114.5ha、標準区画 200m × 50m パイプライン、地下排水路、地下かんがい（暗渠排水）
	西興野地区	1,616	R元～R10	対象面積：47.0ha、標準区画 200m × 60m パイプライン、地下排水路、地下かんがい（暗渠排水）
	狩川東部地区	1,465	R6～R13	対象面積：43.1ha、標準区画 175m × 60m パイプライン、地下排水路、地下かんがい（暗渠排水）
基幹水利施設管理事業	最上川下流地区	27 (本年度)	H14～	北楯頭首工、北楯大堰、最上川取水口、東興野揚水機場、 中央管理所
農業基盤整備促進事業	最上川3地区	90	R6～R8	溝畔整備（京島排水路、添津排水路、生田排水路、毒蛇排水路）
地域農業水利施設 ストックマネジメント事業	最上川2地区	67	R7～R9	十六合第三・第四揚水機、三ヶ沢排水路、余目揚水機、 中里揚水機、家根合揚水機、長沼第一揚水機、小島揚水機

詳しくお知りになりたい方はHPをご覧ください

<https://www.mtsn-mogamigawa.jp> 右のQRコードからもアクセス可能です →



## 令和7年度 賦課金納入について

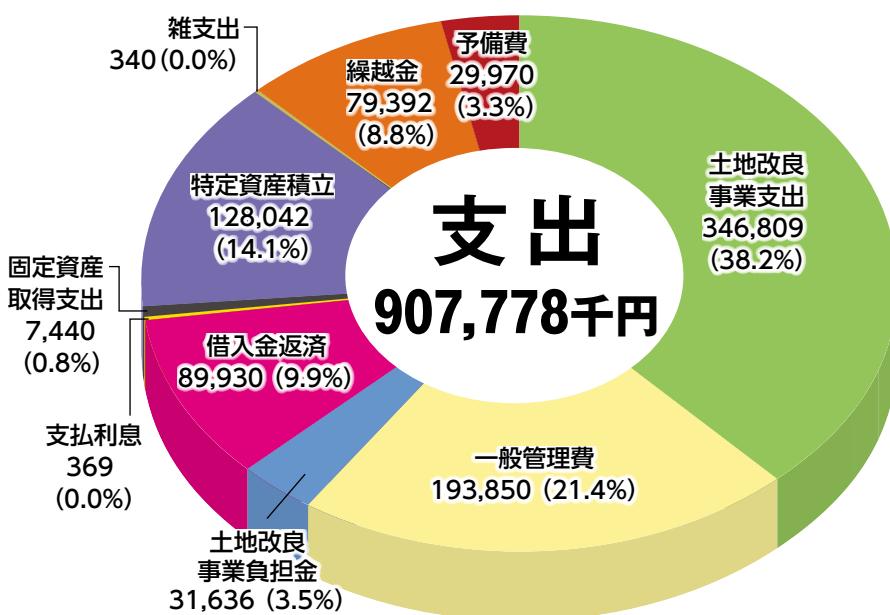
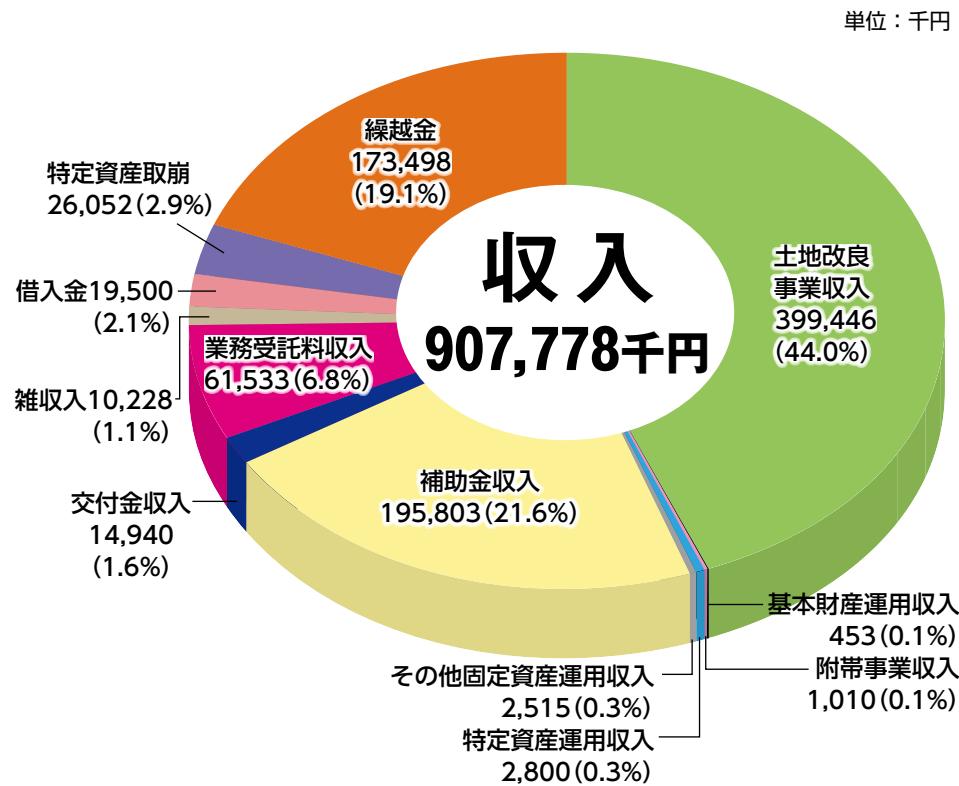
賦課種別		賦課金 (10a当たり)	納入期限	賦課期日	
経 常	一般	第1期 3,400円	令和7年7月15日	令和7年4月1日	
		第2期 2,100円	令和7年11月17日		
	十六合地区維持管理	2,500円	令和7年7月15日		
	家根合地区維持管理	2,500円			
	常万地区維持管理	3,000円			
特 別	県ぼ家根合地区	4,200円	令和7年11月17日	令和7年4月1日	
	県ぼ常万地区	3,500円			
	県ぼ西興野地区	4,000円			
	県ぼ狩川東部地区	4,000円			

※ 賦課金の納入が遅れますと **年利10.95%の延滞金** が課せられます。期限までの納入をお願いいたします。

**令和3年度より口座振替分の領収証の発行を廃止させて頂いております。**

- 賦課金額については毎年6月に送付しております「**賦課金通知書**」、支払いは「**通帳**」で確認できるため、確定申告においても支障ありません。
- 尚、事情により領収書が必要な場合は**財務係 (0234-43-2256)**までご連絡をお願いします。

# 令和7年度 予算



収入(財源) (単位:千円)	
土地改良事業収入	399,446
経常賦課金	373,125
特別賦課金	12,491
転用決済金	7,930
負担金	5,900
附帯事業収入	1,010
基本財産運用収入	453
特定資産運用収入	2,800
その他固定資産運用収入	2,515
補助金収入	195,803
交付金収入	14,940
業務受託料収入	61,533
雑収入	10,228
借入金	19,500
特定資産取崩	26,052
繰越金	173,498
合計	907,778

※1 事業に対する国県市町からの補助金

※2 ほ場整備事業地元負担金の借入金

※3 資産積立金からの繰入

支出(費用) (単位:千円)	
土地改良事業支出	346,809
維持管理費	189,439
適正化事業費	18,310
適正化事業費拠出金	996
事業費	67,600
受託業務費	70,464
一般管理費	193,850
運営事務費	179,950
事務所費	13,900
土地改良事業負担金	31,636
県営水利施設整備事業	4,152
基幹水利事業	5,984
ほ場整備事業	19,500
その他分担金	2,000
借入金返済	89,930
支払利息	369
固定資産取得支出	7,440
特定資産積立	128,042
雜支出	340
繰越金	79,392
予備費	29,970
合計	907,778

※1 現在実施している県営事業の負担金や国営事業の将来負担金の積立等

※2 次年度の賦課金が入るまでの運営資金



## 予算のポイント

電気・燃料費の高騰に対応するため、行政庁の補助金や交付金を有効に活用し、賦課金の単価を前年同様としています。

# 水・土・里ネット掲示板

こんなときは届出をしてください！

- ◎ 農地の権利移動（賃貸借契約及び解約・売買など）
- ◎ 組合員の方が亡くなられたとき
- ◎ 組合員の住所・電話番号の変更
- ◎ 経営移譲をされたとき

『組合員資格得喪通知書』

※賦課金は毎年4月1日現在までに届出（組合員資格得喪通知書）のあった土地面積に応じて負担して頂いております。

届出が遅れますと当事者間（貸手、借手）での清算となりますので御承知願います。

※賦課金とは、施設の維持管理費・運営事務費や事業の借入返済金などに充てるお金です。受益者は受益面積に応じて負担するというのが賦課金の仕組みです。

公共機関（市町村、農業委員会、法務局等）、農協等への手続きとは別に、土地改良区への届出（土地原簿の修正の為）が必要となります。

組合員資格得喪通知書					
下記により組合員資格が得喪したので土地改良法第44条第1項の規定により通知します。					
現資格者	氏名	京田川 太郎	印		
新資格者	氏名	最上川 一郎	印		
最上川土地改良区 理事長 田澤 伸一 殿					
1. 資格得喪対象の土地					
市・町	大字	字	地番	地目	用途
酒田市	木川	梵天	76	田	231
酒田市	木川	梵天	77	田	3,245

【届出用紙記入例】

- ◎ 田を転用する時
- ◎ 田を畠として利用する時
- ◎ 田が公共事業などで買収される時

『土地除外申請書』

※農地を地区除外される場合は、土地改良法の規定により土地改良区への申請と決済金の納付が義務づけられています。これらの手続きが行われないと、土地原簿から除外できない為、次年度以降も賦課金を支払うことになりますので注意してください。

ご注意ください！

## 滞納賦課金（未納金）は新組合員が負担

農地の権利移動（売買・耕作者等の変更）があった場合、その土地に滞納賦課金（未納金）があると土地改良法第43条第1項（権利義務の承継）の規定により、変更があった土地の新組合員に承継され、滞納賦課金（未納金）を支払わなければなりませんので注意してください。

## 賦課金を滞納（未納）されている組合員の方へ

賦課金の未納が多くなれば土地改良区の運営に支障をきたします。組合員間の公平性を確保する為、滞納組合員には財産の差押等による滞納処分を執行せざるを得ませんので、ご理解とご協力をお願いします。

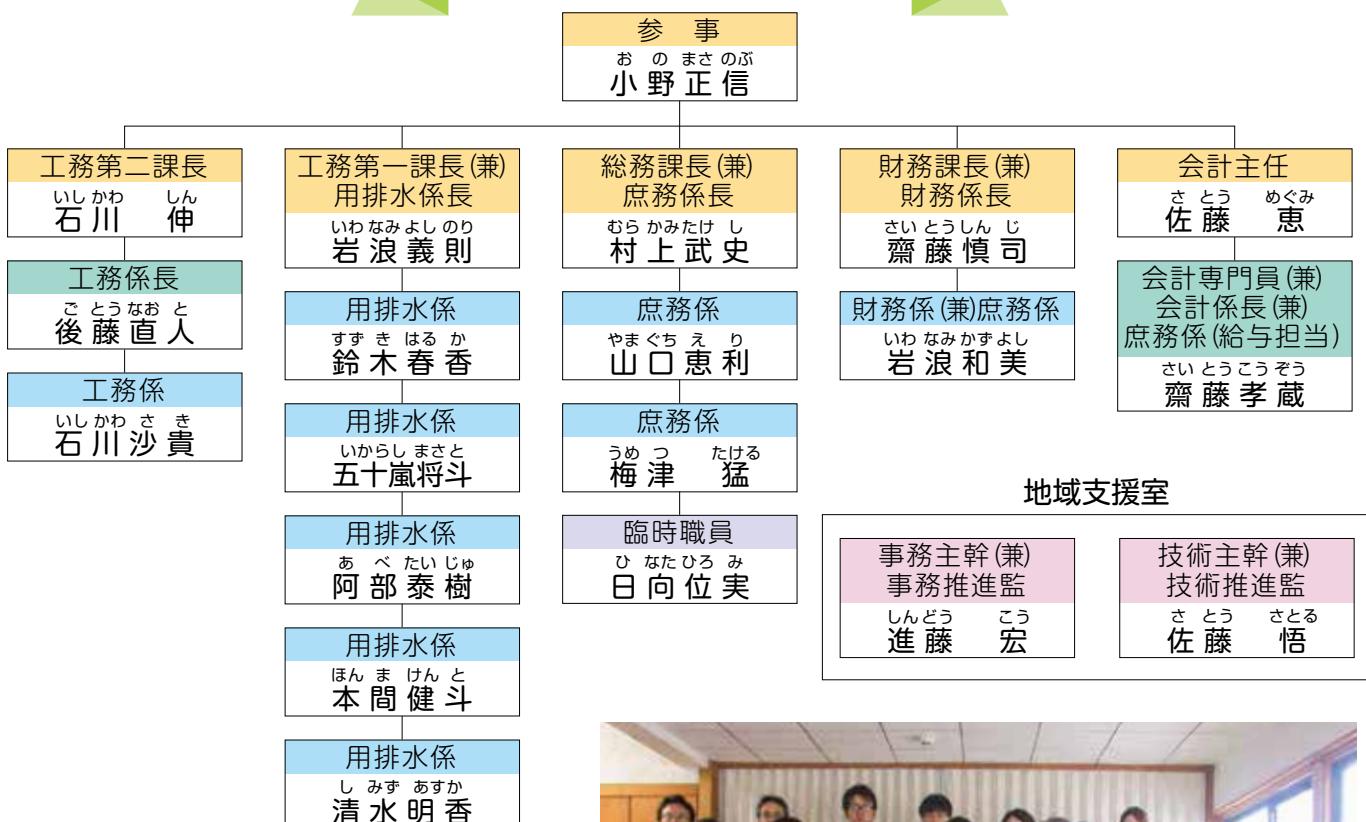
※滞納処分とは、賦課金を滞納している人（滞納者）の意思に関わりなく、滞納になっている賦課金を強制的に徴収するため、その人の財産を差押え換価し、滞納になっている賦課金に充てて完納させる一連の手続を言います。

# 令和7年度 職員配置図

(令和7年4月1日現在)

## 事務所の人員配置

職員 19名  
臨時 1名



### 各係直通電話番号

庶務係: ☎ 0234-43-2255  
財務係: ☎ 0234-43-2256  
会計係: ☎ 0234-43-2258  
用排水係: ☎ 0234-43-8885  
工務係: ☎ 0234-43-8886  
地域支援室: ☎ 0234-43-8922



# 令和8年度採用 施設管理員募集

経験のある方・ない方問わず、元気な方の応募をお待ちしております!

- 募集人員 : 若干名  
応募資格 : 最上川土地改良区管内に在住で概ね67歳までの健康な方  
勤務内容 : 水路看視業務及び揚排水機運転業務  
受付期間 : 令和8年1月30日(金)まで  
提出書類 : 履歴書及び健康診断書を庶務係まで提出  
賃金 : 日額 7,840円  
雇用期間 : 令和8年4月中旬～令和8年9月中旬又は11月下旬



# 多面的機能支払交付金事業の事務受託について

令和6年度から「多面的機能支払交付金」の事務を受託することとしました。現在の状況と受託内容については下記記載の通りです。

## 【事務受託件数】(令和7年6月30日現在)

23組織(庄内町17組織・酒田市5組織・鶴岡市1組織) ※前年比+4組織

### 【事務受託の内容】

#### ◎「維持・共同」事務受託

- ①実績報告書作成
- ②活動記録作成(参加者名簿作成は、組織対応)
- ③金銭出納簿作成(参加者名簿作成は、組織対応)
- ④賃金計算(個人への支払いは組織対応)
- ⑤領収整理帳作成(購入や支払いは、組織対応)
- ⑥所得税申告
- ⑦写真整理帳作成(撮影は組織対応)

#### ◎「長寿命化」事務受託

- ①実績報告書作成
- ②活動記録作成(参加者名簿作成は、組織対応)
- ③金銭出納簿作成(参加者名簿作成は、組織対応)
- ④賃金計算(個人への支払いは組織対応)
- ⑤領収整理帳作成(支払いは、組織対応)
- ⑥設計発注業務(不具合箇所の把握、施工方法の提案も含む)
- ⑦工事発注業務(入札や現場管理、完成検査等)
- ⑧直営施工の管理

### 【受託料】

受託料は、「時間単価 × 事務等に要した時間」により算出された額を「賃金」として頂きます。

◎「維持・共同」3,130円 / 時間(ただし、請求額は交付金額10%上限とする)

◎「長寿命化」3,450円 / 時間(ただし、請求額は交付金額10%上限とする)

お問い合わせ先 ◆最上川土地改良区 地域支援室 ☎0234-43-8922

# 水利権の遵守について

## 【かんがい期間】

代掻期：4/21～5/10 (20日間)

普通期：5/11～9/15

水田への水掛けは4/21～9/15までとなっております。営農状況に合わせた取水を心がけますが、用水の均等配分・維持管理用水の適切な使用を行うため、湛水直播に伴う早期代かき用水の対応や冬期湛水に備えるための水配分は出来ませんので、ご理解を頂きますようお願いします。

# 第2回 草刈実施期間

本区管理施設、第2回草刈実施期間は以下の予定です。

令和7年9月1日(月)から  
令和7年9月15日(月)まで

※草刈開始時期については、各地区の農協の指導に合わせて進めてください。



# 水路・ため池等転落防止について

8月に入り、子供たちも夏休みの時期を迎えております。この期間は夏の暑さによる体調不良や気の緩みにより、例年、水難事故が多発する傾向にあります。

当土地改良区でも、事故の未然防止のため、安全施設や看板等の設置を行っております。また、教育委員会を通して、小学校や幼稚園への指導要請を行っているところですが、地域や家庭内におかれましても、常日頃からの指導と監督をよろしくお願い致します。



皆さまからのご意見・ご要望がございましたら  
お寄せください

✉ info@mtsn-mogamigawa.jp  
FAX 0234-43-2257

ホームページのお問い合わせからも送信できます